

「地方消費者行政に対する財政措置(交付金等)の 継続・拡充を求める要望書」を提出しました

国に対して、全国26の適格消費者団体が連名で「地方消費者行政に対する財政措置(交付金等)の継続・拡充を求める要望書」を提出しました。消費者ネットおかやまも加わっています。

[要望書.pdf](#)

消費者被害の防止と被害回復の最前線となっているのが、県及び市町村の消費生活相談窓口です。特に、そこで消費者からの相談に対応している消費生活相談員は、消費者を守るために、大変、重要な役割を果たしています。

全国では、消費生活相談窓口の主な運営財源として、国の地方消費者行政強化交付金(推進事業分)を当てている自治体が多く、交付金終了があと2～3年後に計画されている現状に、このままでは相談窓口の維持が困難になると危惧しています。

また、この交付金の終了は、不特定かつ多数の消費者の利益を擁護することを目的として、事業者の不法な契約や約款・広告に対し差止請求権を行使する、適格消費者団体の活動にも大きな影響を与えます。

そこで、必要な予算を将来にわたって確保することを求める要望書を国に提出しました。

2024-08-27